

研究活動における不正行為防止計画

令和4年9月13日

聖徳大学・聖徳大学短期大学部

聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程（以下「研究活動不正行為防止規程」という。）に基づき、研究活動における不正行為を防止するため、次のとおり不正行為防止計画を定める。

なお、知財戦略・地域連携推進委員会は本計画に基づく対策の進捗管理を行うとともに必要に応じてその見直しを行うものとする。

1. 不正行為を抑止する環境整備

(1) 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上

研究倫理教育責任者を設置し、研究者等を対象に研究倫理教育を定期的に確実に実施することにより、研究者等に研究倫理に関する知識の定着、更新を促す。

(2) 在学生への研究倫理教育の実施

研究者等のみならず在学生に対しても、専攻分野の特性に応じて研究者倫理に関する基礎的素養を修得できるよう、研究倫理教育の実施を推進する。

(3) 研究機関における一定期間の研究データの保存・開示

聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程第7条に基づき研究者等に対して一定期間研究データを保存し、必要な場合に開示することを義務付ける。

2. 規程・体制の整備及び公表

規程と体制を定め学内外に周知する。

3. 特定不正行為の告発の受付等

聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程第9条に基づき通報窓口を設置し学内外に周知する。